

福岡

福祉活動専門員の

ま な

社協活動前進のために

No.22 1985年10月発行 福岡県専門員連絡会 まなこ編集委員会 印刷 ひかり共同作業所

種々の在宅サービスを推進している中で、何となく実態がかみにくいいのが父子家庭である。父子家庭実態調査を実施し、急にニーズの把握をしなければならないと思っていた矢先、A区より情報が入った。すぐに飛んで行く。手の施しようもない家の中、その悪臭は耐えがたさで、ただ昭然としてしまった。全職員一日間、悪戦苦闘の末、何とか人間の住居となつた。小学校五年生を頭に三兄弟、父親は貰仕事で、収入がない時は食べない日もあると聞く。学校の給食をたのしみに学校に行くと言う。何ともやり切れない気持ちである。

同じ父子家庭でも父親自身に経済力があれば、再婚のチャンス、家政婦などの雇用ができ維持されるであろうが、職業の不安定に加えての飲酒癖のため育児、家事、就労と二役をこなす能力に疲れ果ててしまう父親が多いのではないか。

地域社会とも孤立し近所付合

とも孤立査より一市河上洋子

もない。しかし子供たちは、生來の子どもらしさや明るさを牛む遊び廻っている様に見受けられるが、内面的には母親の居ない空虚さに、じつと耐え忍んでないだろうか。母子家庭においても父親のいない家庭的機能の欠損には変わりないが、母子と父子家庭を見ると大きな違いがあり、女性の母としての強さが思われる。

福祉施策についても母子家庭に比べて、父子家庭にはまったく援助対策がなされていない。特に低所得階層になるほど問題が複雑にからみ合い、多くの困難をかかえているし、特に子どもに対しては、家庭的機能の役割りの欠如は、子どもの将来において健全な心身の成長を大きく阻害していると思われる。これらにつかみにくい実態にどう対処するべきか、地域の中での深刻な福祉課題に対しても、地域全体で考えていかねばならない。

まだ発足して間もないが福祉委員会、准備委員会があり、そ

独居老人を励ます会に参加して

柏屋町
百田義彦

柏屋町社協では、老人福祉事業の一環として独居老人励ます会を去る五月十四日に開催しました。この事業は町内に居住しておられる七十才以上の人ぐらしの方々を招待して、ささやかな中食会を実施するものです。

ています。

つたうと 初めて参加させて頂いて痛切に感じました。人ととのふれ合いが、如何に大切であるか、又今後自分で専門員として活動して行く上で常に心掛けねばならないと思つ

れら委員会は区長を始め民生委員、婦人会等とあらゆる関係者が入っている。この委員会の実践活動を期すると共に社協としても何とかボランティアやホームヘルパーの導入を考え、これから先の在宅サービスの充実が一層計られるよう努力しなければならないと思う。



ある専門員からの手紙

各市町村社協のレベルにあった 段階別の教育や指導方法を!!

私は、働き甲斐のある仕事を求めて（というと大変カッコよく聞こえますか）社協に転職した者です。

再就職して早くも1年になりますが、無能な私は駐在員が来たたびに怒られ、県社協に行くたびに冷たい視線をあび、県共募に呼びつけられては「予算書の作り方がなつとらん！」と、

カミナリを落とされ、また、先輩の専門員諸氏が来られては「青白い顔をしとらんで、もつと外に出て仕事をせなつまらんば」と、ハッパをかけられる。そんな暗い毎日をずつと過ごしてきました。

おかげで、転職前までは心身ともに健全なヒヨーキン青年だった私も、すっかり根クラのカビくさいオッサンになりました。これは私の専門員としての能力と資質のなさ、そしてファイトと努力不足に大きな原因があります。しかし、私はひとこと言いました。

ところは、まぎれもない事実であり、批判されて当然のことではあります。

この手紙は、私が転職してから約1年が経ったとき、新任職員が県社協や県共募の指導だけでは右も左も理解できぬとするならば、近隣や他社協の諸先輩方からご指導をいただければ良いのでしょうか、どこの

社協も少人数（の安月給）で時

間には追われて一所懸命働いてい

て、他社協のお世話をする余裕などないでしょうし、自社協の職員もその道に浅い人はばかりとなる、やっぱり県社協や県共募の指導をいただかねばなりません。

はじめに就いた者や丸つきり分野のちがう職業に再就職した者に対して、一泊や二泊の形ばかりの研修以外にまともな

せん。

ところが、県社協や県共募の上層部の方々は、専門員の中でも

専門員が専門員として働くには

思いますが、何度も検討したの

神様的存在的方に対してもいつたりというものが現状で、これでは劣等専門員がいっそ県社協に寄りつきにくくなり、落ち込むのも無理はないと思

います。

教育や具体的な指導も行わずに、

言いたいことを言い、怒り、あ

りかかる県社協・県共募の

方々、あなた方は現在の指

導体制が適正で、新任職員が

すぐに社協や共募の組織や内容

を、そして、すべき事を正しく

理解し実践に取り組んでいると

お思いでしようか？

最近の新任専門員諸氏は有能で

体験豊富な即戦力になる方が多

く入って来られているようです

が、中には数年前の私のように、

場ちがいな就職をしてしまい、

エリート集団の落ちこぼれとし

てつらいつらい毎日を送っている人が、なきにしもあらずだと

思います。

県社協は、民間地域福祉推進団

体の頂点にあって、市町村社協を

指導する立場にあるわけですが、

相手によって態度を変えるのは、

その心の奥底になにかしらの差

別意識をもつていらっしゃるか

らではないでしょうか？

県社協が、福岡県民の福祉の

向上を地域の隅々まで浸透させ

ることを本当に願うならば、も

つと市町村社協を細部にわたつ

てないでください。

従来、局長兼専門員と専任職員の二体制の事務局だったの

必要ですが、それ以前の問題が

が、今年からは事務局長と専門

員と呼ばれる方が変わったとい

うことです。

ただで、中味は何ら変わっていないのが現状です。

今までもそうであった様に、

事業を持っているからだろうと

まだ私達の社協には山積し

ています。

机の上だけが仕事が出来な

い有様であること。福祉団体の

事業を持つているからだろうと

思いますが、何度も検討したの

▼私の要望▲ レベルに合わせた研修を

広川町 青山 忍

はじめに職に就いた者や丸つきり分野のちがう職業に再就職した者に対して、一泊や二泊の形ばかりの研修以外にまともな

せん。

ところが、県社協や県共募の上層部の方々は、専門員の中でも

専門員が専門員として働くには

思いますが、何度も検討したの

ですが切り離せずにいます。こんな状況の中での社協活動です。先進地社協の真似ごとばかりで心苦しく思っています。

今後は、県社協も大変だろう

す。
適切な指導、教育が本当に必要だと痛感しています。

素人ばかりの社協ですので、経験、一部に片寄らないよう、

平等に配分することの方がもうと至難とされています。このことでも代表者任せではいつまで経つても処理はできません。みんなで応援してやらねば、自分達の経験がないのが世の常となつていい、自分自身でつかむしか、これしかない。

また、税制審議会が最も苦慮

していることは税の公平といふことです。これを福祉費と

して、一部に片寄らないよう、病院への通院及び他へ外出する時など、介護者が大変困まつていることがある。当社協として、

者の方々の現状を見みてみると、

地域のボランティアの人達と協力し、車イスを貸し出し手助けをしていくことで外出の機会を増やし、介護者の心労を少しでも軽くしたい。

二、入浴サービス事業について
五十八年ボータブルの簡易浴

が取り入れられているが、利用

者がない状態である。町の障害者の方々の現状を見てみると、

病院への通院及び他へ外出する

給湯する時、数名の介護者の手助けがないと入れることができぬ。そういう問題を解決

するため、町内にある特別養護老人ホーム、あるいは精神障害者施設に入浴への協力を求め、六十年度から入浴サービスを実施する運びとなつた。

が購入し、ねたきり老人及び

重度障害者に対して入浴サービ

ス事業を行なっている。この浴槽は、持ち運びは簡単であるが

お返しをおこたるな

新宮町 森 菊郎

地球上の人類が間もなく五十億人にならうとしているが、先進国といふこともこれから生き方は、食糧問題を始め厳しくなるばかり、必然的にお互いの助け合いが強調され、身勝手な言動をする者は落ちこぼれていかざる

が、これからは第十二条と第十三条にある公共の福祉について、

幅広い人達によって心を冷してじっくり考えられることになります。自由、権利、尊嚴、責任についても見直しの必要が迫っていること

は衆知のとおりです。

今までよりもっと辛抱せねば生きのびられない世相となって、自主性のない人、甘える心を持つた者は脱落していくにちがい

ない。

身上相談などと痛感させられることは自立精神をもと奮起させて、意識の改革をしてもらわねば、人に頼るくせを早く直してもらわねば、とても幸せなくらいには程遠いということです。

憲法が公布され、第九条の戦争の放棄については、過去三十八年間熱い心で議論されてきました

が、これが第十二条と第十三

度は、不幸な人達に与えることを忘れてはならない。お返しをおこたると、まず幸は長くは続かないのが世の常となつてい

る。

障害者の外出

北野町 野瀬光治

現在の社会をあつて、障害者については、自立精神をもと奮起させ、意識の改革をしてもらわ

ねば、対する差別と偏見はさけてとおれない課題である。障害者福祉

という総論の段階で知識として理解するのではなく、障害者として接する以外にはないと思われる

ことが、私が社協に入つてすぐです

から「年程になります。脳性マ

ヒで、車いすの生活をしている

彼は、北海道や与論島にまで一

人旅をするたのもしい青年です。

はじめの頃は、事務所でだけ

の付き合いだったのが、ここ

の付き合いだつたのが、この

ところぶり回されて(某専門員曰く)います。私がぶり回され

るの平日の仕事中、土曜日、

休日、要するにいつでもです。

ぶり回されることで、私は自分

ふり回されて

苅田町 福山直樹

助がまだ完全に行なわれていない状態である。働く意思を有しながら障害のために働けない人や、日常生活に他人の手を借りなければならない人々も少

なくない。身体障害者家庭奉仕員派遣事業など障害者福祉施策

が購入し、ねたきり老人及び重度障害者に対するサービス事業を行なっている。この浴槽は、持ち運びは簡単であるが

が、これが第十二条と第十三

度は、不幸な人達に与えることを忘れてはならない。お返しをおこたると、まず幸は長くは続かないのが世の常となつてい

る。



ない現状です。力不足をなげ、料（上陽町と同じような町村部でも何ひとつ解決できないし、の社協の活動についての具体的研修をしてほしいと思います。それに、活動に関する情報や資料をしてほしいと思っています。

在宅福祉サービス考①

—サービス実施と活動の固定化—

筑後市 中山陽一

全社協が、在宅福祉サービスを推進はじめ、それが市町村、社協の各段階に具体的なサービスとして展開されはじめて数年を経過している。その目玉とされるのが、食事サービスと入浴サービスである。各市町村の段階では、ここ二三年の間に、「行政から要請された」実施し始めたという社協の声をよく聞く。

このサービス、開始の手続や経過をみても、何かしら「上意下達」的な思いがするのは私だけだろうか。はたしてこれで真に時代に答えるサービスとなり得るだろうかと思う。

私のところでも食事サービスを六年前に、入浴サービスを二年前に開始している。これらのサービスは、「先駆的」に始められたにもかかわらず、「事業思える。サービスの中味の検討ももちろんだが、そのサービスが、社

なない現状です。力不足をなげ、料（上陽町と同じような町村部でも何ひとつ解決できないし、の社協の活動についての具体的研修をしてほしいと思います。それに、活動に関する情報や資料をしてほしいと思っています。

料（上陽町と同じような町村部でも何ひとつ解決できないし、の社協の活動についての具体的研修をしてほしいと思います。な情報や資料というようなもの）がほしいと思っています。

（今回）在宅福祉サービスについて、今日的課題として、事として定着してきた。（つまり、これまでの事業十食事サービス十入浴サービスという形に）この部分は、動かすことでのきないものとして現在に至っている。（少ない職員実態からして当然そうなることは、当初から予想されたことではある）社協は、こんな仕事がいかに多いことか感心させられもある。

事業の固定化を避けなければならぬことが、かつて社会福祉協議会活動の合い言葉のようにならぬことが、かかる。

役員の任期満了に伴う新役員の選出が四月二十一日に県社会福祉センターで会員の互選により行われ、次のように決定しました。

◆「現代民話考」全五巻

志水秀則（福間町）

宮田義明（筑紫野市）

野瀬光治（北野町）

中山陽一（筑後市）

待鳥朋子（瀬高町）

河童 天狗 神かくし

I 駿馬 松谷みよ子 立風書房

II 河童 天狗 神かくし 各巻一八〇〇円

III 偽汽車、船 自動車の笑い

IV 夢の知らせ火の玉、ぬけ出

V した魂 あの世へ行った話、死の話

生まれかわり

◆「地域福祉講座」全六巻

右田紀久恵他編 中央法規

◆「社会事業理論の歴史」各巻三八〇〇円

ボランティア活動の実践

在宅福祉の展開

組織化活動の方法

◆「社会事業理論の歴史」吉田久一粒社

オイ 福祉があぶないゾー!!

いのちとくらし——人権——を守るために

生きることが

直方市 高石伸人

困ったことだと多くの人が言う。

る。私達の生命にかかるる改悪法案も国会審議の俎上にのぼり始めている。建て前では、障害者や老人や子ども達の生き難い世が、私達にとって安らかであるはずがない。しかし、とりあえず日々の暮らしに快適さを感じ、おしきせの文化生活に浸りきっている私などには、「ちゃんと生きていけるようにするため、いろんな諸条件を整備せよと要求する権利がある」としても、ちゃんと生きていけるんじやないかという錯覚がある。どうも私には、私達が日本の近代化というものを、都市化や工業化いうものをどのように見据えるのか。日常生活の中で、国家や企業の恩恵にどれだけあずかっているのか、(便利に使っているのか)といった

実は、こうした曖昧さこそが
低福祉高負担のレールを敷かせ
一九八五年事元年を内側から支
えてきたという反省か、今一人
一人に必要だと思う。

そもそも人間の尊嚴とは何なのか。私やあなたのくらしの中
でどれだけ実感されているのか。行政に権利を保障させていくた
めの市民的連帯をどういう意識と生活の中味でつくり出してい
くのか。人間らしい生活とは何か。「共に生きる」という時
生きる中味とは何か。どのよう
な生活の共同性を指してい

国家に生活することからめど
られていて、そのベクトルの向
きによって右往左往していると
いう実態の中からは、たとえば
「人間の尊厳にふさわしい権利
の保障」を要求するということ
自体が、はじめから反故にされ
ていることと同じではないかと
も思えてくる。

事実を根本から問い合わせていかないと、たとえば人民主権などという言葉も幻の旗印にしかすぎなくなってしまう。

視
角

障害児の集団の場、発達障害の問題、痴呆性老人、ねたきり老人を抱える家族の問題、母子家庭における保育問題等々、これらの「少數者」の問題は、けつして無視していい課題ではない。

実感している。
そして、この“少数”的人々
は、私たちワーカーに「何をして
いるんだ」「私たちのことを
どうしてくれるんだ」と叫んで
いるようと思えてならない。

きわめて“少數者”的問題だといふことである。

筑後市 中山陽一 視点

この視点に立った時、「少數者」の問題が解決される社会にあってこそ、他の「多數」の人々も安心して暮らせる社会もあるのではないか。そう思う時、私たちワーカーの負わされるテーマ、それは、少數者の「人権をきちっと中心軸に据えて、取り組みを進めていくことではなかろうか。

書される時、もう一つの“人権”が無視され、侵害される。そしてこの悪循環が、切り捨てて落ちこぼし“社会の全体をつくり出していく。まさに、この底面にいるのが、”少数者“なのではあるまいか。

いや、当然のこととして解決されなければならない課題なのだ。
しかし、これらの人々の課題は、それを“多數”的人々に知らしめ、理解せしめていくことさらには、それを解決へとつなげていくことにおいて、至難の技と言わねばならない。

